解散公告

当社は、平成二十六年八月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月七日

高知県高岡郡中土佐町大野見吉野一二番地

四万十の村株式会社

代表清算人　小松　克州

解散公告

当社は、平成二十六年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月七日

長崎市新戸町三丁目一五番二三号

有限会社サンウインドー山口トーヨー住器

清算人　山口　義行

解散公告

当法人は、平成二十六年九月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月七日

鹿児島県大島郡和泊町大字和泊三九四番地一

特定非営利活動法人沖永良部映像ネットワーク

清算人　川上　清子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年三月二十八日開催の第二回理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月七日

埼玉県桶川市朝日一丁目二二番地一〇号

財団法人朝日記念会館

代表清算人　野本　浄人

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年九月十八日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月七日

東京都荒川区東尾久八丁目一六番六号

宗教法人神道大教大嶽教会

清算人　倉賀野勢都子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年九月十二日責任役員会の決議並びに鳥取県知事の認証により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月七日

鳥取県東伯郡琴浦町八橋九二一番地

宗教法人大日寺

清算人　城光寺照進

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年九月十九日開催の第十回定期大会の決議により、平成二十六年九月三十日に解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月七日

東京都千代田区神田須田町一丁目三番地

パル労働組合

清算人　渡邊　雅明

解散公告（第二回）

当社は、昭和五十九年十二月二日商法第四〇六条ノ三第一項の規定により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月七日

東京都中央区築地二丁目一一番七号

株式会社セントラル・プロモーション

清算人　鈴木　康浩

連絡先　東京都中央区新川二丁目八番二号

新川ＹＭビル二階　すずき法律事務所

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年八月三十日開催の労組解散大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月七日

山口県光市大字島田三四三四

新日鐵住金光労働組合

清算人　上田　孝志

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年九月三日、滋賀県知事の認可により解散したので、都市再開発法第四十七条の二の規定に基づき、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月七日

滋賀県大津市末広町四番五号

大津駅西地区市街地再開発組合

代表清算人　渡辺　茂

配当公告

岡山市中区江崎一三一番地一

破産者　西浦　重信

右の者に対する岡山地方裁判所平成二十五年（フ）第五二〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二一、一〇五、六八二円

一、配当することのできる金額

金一三、八六九、九二九円

平成二十六年十月七日

岡山市北区蕃山町七番一号二〇一

破産管財人　和田　朝治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市末広町四番地二九、最後の住所北海道函館市末広町九番一五号

被相続人　亡　田本　英司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月七日

北海道函館市亀田本町六七番五号

相続財産管理人　司法書士　黒壁　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森市浪岡大字浪岡字細田一九二番地、最後の住所青森市浪岡大字浪岡字細田一九二番地七

被相続人　亡　工藤　政宣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月七日

青森市長島二丁目二五番一号　太陽生命青森ビル七階

相続財産管理人　弁護士　竹中　孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県奥州市胆沢区小山字一ノ台九七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　村上　昭信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月七日

岩手県奥州市水沢区佐倉河字東広町四二番地　弁護士法人岩手銀河法律事務所

相続財産管理人　弁護士　森﨑　信介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県土浦市虫掛三五六番地、最後の住所茨城県土浦市川口二丁目二番一二号

被相続人　亡　富澤　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月七日

事務所茨城県土浦市木田余西台二番六六―一〇三号風間法律事務所

相続財産管理人　弁護士　風間　治人